

(公印省略)  
学子第35-88号  
令和4年3月18日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部  
私学・子育て支援課長 廣田 暢実

まん延防止等重点措置の解除に伴う保育所等の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

既にご存じのとおり、3月21日（月）をもって本県を含む18都道府県に対するまん延防止等重点措置が全面解除されることが決定されました。ただし、「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく本県の警戒レベルについては、全県で現状の「警戒レベル2」が維持されることとなりました。

各市町村におかれましては、若年層への新規感染の状況や警戒レベル2の維持の状況に鑑み、貴管内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブに対し、下記事項に留意し、適切な感染拡大防止対策を講じるよう引き続き御指導をお願いするとともに、原則開所ではありますが、地域の実情に応じ、登園自粛の要請等の御対応をお願いいたします。

#### 記

1. 職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒等の基本的感染対策の徹底
2. 感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせ、延期などの対応
3. 発育状況からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する。
4. 管内保育所等に従事する職員の方へのお願いについて、別紙にまとめましたので、周知をお願いいたします。

※ 詳細は、『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（3月22日（火）以降）』を御確認ください。

また、最新の県内感染状況については、県 Web ページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を御覧ください。

事務担当：子育て支援係・保育係  
T E L：027-226-2622（子育て支援係）  
027-226-2626（保育係）

## 別紙

### 保育所等に従事する職員の方へのお願い

1. 一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
2. 健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
3. 出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤をしないことを徹底してください。
4. 感染経路を明らかにするとともに、濃厚接触者の把握及び健康観察を行うため、行動記録の作成をお願いします。
5. 感染を疑うようなことがあれば、ためらわずに、かかりつけ医や群馬県受診・相談コールセンターに相談してください。
6. 感染リスクの高い場所への外出、県外への移動は、十分に注意をお願いいたします。
7. 新型コロナワクチンは、接種後に副反応が起きることがありますが、新型コロナの発症と重症化を予防する高い有効性が認められています。ぜひ積極的に接種をご検討ください。  
※接種は強制ではなく、本人の自由です。
8. 着用するマスクは、可能な限り防御効果の高い不織布マスクを使用してください。
9. 友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断し、開催する場合は1テーブル4人以内を基本としてください。